

宗教行政の諸相

（インドネシア出張報告）

小林 寧子

出張先：インドネシア

期間：2012年9月3日～9月14日

2012年9月3日から14日までジャカルタに出張したが、うち4日から10日まで、演習Ⅳ（学部4年次生）の「ゼミ旅行」で学生課からの学生引率予算によるものである。今回の出張では、公的イスラーム機関、およびそれと関連する民間団体を訪問した。学生とともに訪問した諸機関は筆者の研究にも関連がある。日程的には予算の出所は異なるが、報告に重複するところがあるのをお許し願いたい。

憲法に「宗教の自由」を謳うインドネシアでは、国家は国民の日常的宗教実践のための便宜を図る責任があるため、そのための国家機関が整備されている。同時に、国は民間の諸機関との連携、あるいは適度の距離を置いて意見を交換することが必要とされている。今回はふたつのテーマに絞って、その諸機関のコミュニケーションのあり方を追った。それぞれのテーマで訪問、およびインタビューを行ったのは下記の通りである。

1) 宗教行政：巡礼運営事業

公的機関：宗教省巡礼局（巡礼事業を統括・運営）

アスラマ・ハジ（宗教省下部機関、巡礼参加者の集合地）

民間機関：シャリーア銀行（巡礼費用の積立を委託されている）

旅行社（「特別巡礼」を請け負う業者）

* 「特別巡礼」は、宗教省の直接運営ではなく、民間の旅行業者に委託されるもので、通常の巡礼より割高の費用を必要とする。

2) 「制定法とイスラーム法」：ポルノ規制法、婚外子問題など

公的機関：国家女性人権委員会、児童保護委員会

半官半民機関：ウラマー評議会（Majelis Ulama Indonesia）

その他、宗教副大臣室（じゃかるた新聞社記者に同行）、中央統計局、国立図書館、ナフダトゥル・ウラマー（社会宗教団体）図書室等を訪問した。

1) については、宗教省の直面する大きな問題が浮上した。1998年の民主化以降、宗教省は最大の部局であった「宗教裁判局」が最高裁判所に移管され、巡礼局は現在

最も重要な部局となった。しかし、毎年のようにその運営に関する巡礼者からの不満は大きく、しかも巡礼事業にまつわる汚職疑惑も後を絶たない。さらに民間の旅行業者が参入を強く要請するようになっていた。今後もこの圧力は強まることが予想され、宗教省はその存在意義を問われかねなくなっている。

2) は、この種の問題で、イスラーム言説を強くリードするウラマー評議会と、それに対抗する国家委員会という構図が見えてきた。1975年に設立されたウラマー評議会は民間の社会宗教団体の代表（と言っても、その団体自身によって選出されたメンバーではない）から構成されている。スハルト政権下では政府の開発政策を正当化する宗教見解を出していたが、民主化以降はイスラーム法が関わる問題では政府に強力に働きかけを行うことで、その存在意義をアピールしている。一方、ふたつの国家委員会は、いずれも民主化以降に設立されたもので、その構成員はNGO活動の経験者が多く、市民権や人権の確立を目指して活動しており、保守的なイスラーム法解釈の論陣を張るウラマー評議会とはしばしば対立している。両者のせめぎ合いは続きそうである。

インドネシアの宗教行政には、宗教省、司法機関、国家委員会、半官半民団体、NGO、私企業等、多様なアクターが関与して、そのあり方を模索、改善する作業が続けられている。多くの問題を抱えるものの、上意下達や一方通行ではない議論のあり方には、民主化の進展が強く感じられた。



ジャカルタの巡礼団宿泊施設の巡礼研修施設
(カーバ聖殿を模してある)